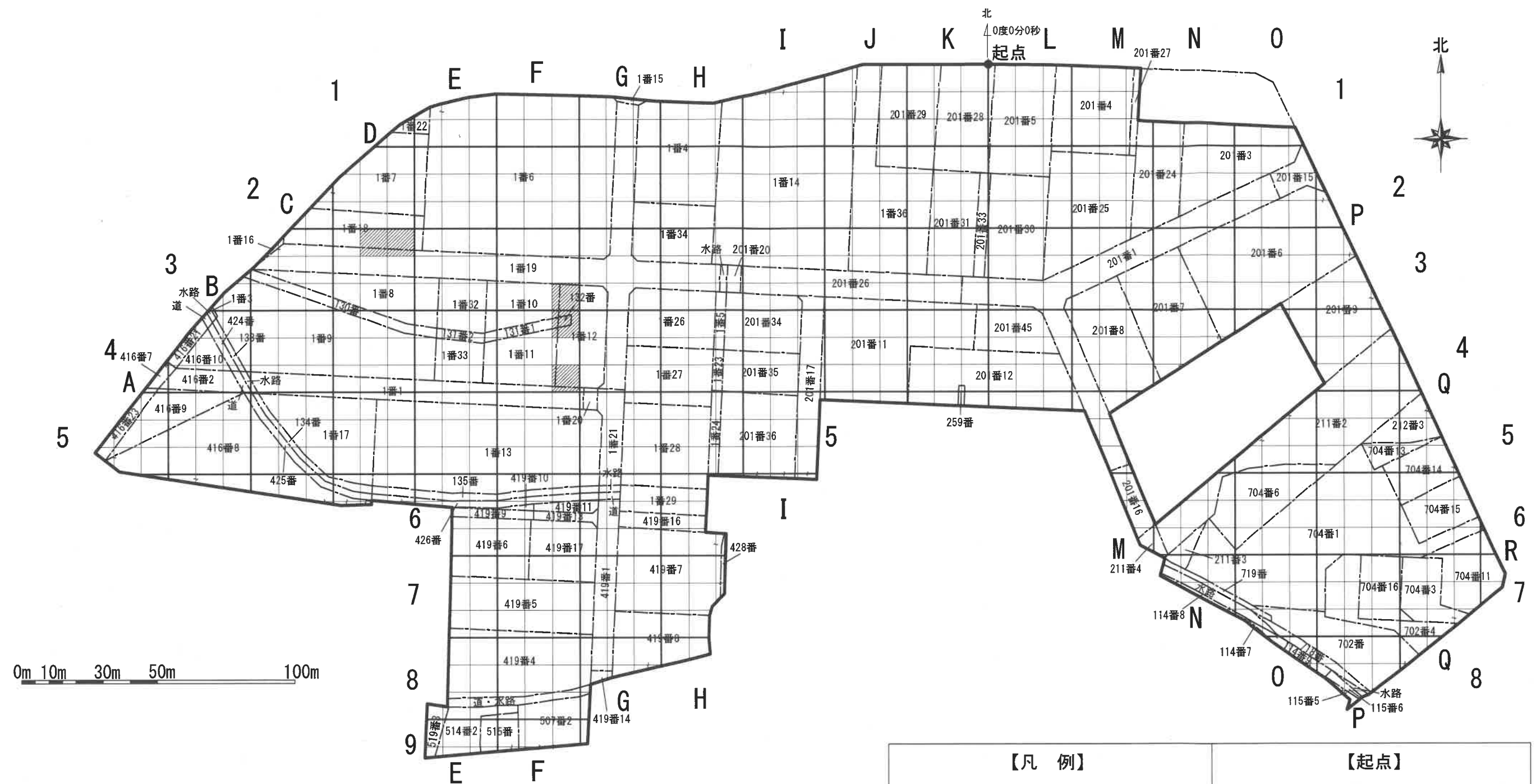




※いずれの地番も所在は「仙台市若林区六丁の目元町」

【凡 例】	【起点】
要措置区域 30m格子 (30m×30m) 単位区画 (10m×10m) 調査対象地境界 筆境界	起点は仙台市若林区六丁の目元町 201番28の北端とする。 【格子の回転角度：0度】 起点を通り東西南北方向に引いた 線並びにこれらと並行して10m間 隔で引いた線により構成された格 子（単位区画）は、回転させてい ない。

解除後の要措置区域を示した図面